

**年末調整の準備の季節がやってきました**

**1. 年末調整とは**

給与や賞与を支払うときに、源泉徴収税額表や算出表に基づいて所得税の源泉徴収を行います。源泉徴収した税額の1年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と通常一致しません。この不一致を精算するために、1年間の給与総額が確定するその年の最後の給与支払い時に、その年に納めるべき税額を正しく計算し、それまで徴収した税額との過不足を求め、税額の不一致を精算する業務を年末調整といいます。

**2. 年末調整の対象とならない人**

- ・ 本年中の主たる給与の収入額が2,000万円を超える人
- ・ 2ヶ所以上から給与の支払いを受けている方で、他の給与支払者に「扶養控除等(異動)申告書」を提出している人
- ・ 会社に「扶養控除等(異動)申告書」を提出していない人

**3. 提出書類について(11月末日を目処に提出してもらいましょう)**

(1) 「平成29年分 扶養控除等(異動)申告書」・・・本年の年末調整については、この申告書に基づいて行います。

昨年(前年)の年末調整の際記入していただいたものですが、状況に変更(ご家族の今年中の所得、住所、お子様の出生など)がある場合は、その内容、変更月日及び事由を赤ペンで修正して提出してもらいます。

※昨年(前年)からマイナンバーの記載は必須となっています(扶養親族分も)。ただし、申告書以外で既に会社へ提出されている場合は、番号を記載せず、その旨を記載してもらってください。

(2) 「平成30年分 扶養控除等(異動)申告書」・・・来年の給与計算は、この申告書に基づいて行います。

(3) 「平成29年分 保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」

保険料控除については、各計算式に基づいて控除額を申告してもらってください。

① 生命保険料(一般・介護・個人年金)

② 地震保険料・旧長期損害保険料・・・各保険会社から送付されている払込証明書を必ず添付してもらってください。

③ 社会保険料控除・・・家族の分の国民健康保険料・国民年金の保険料を納付している場合、平成29年1月から12月中に支払った額を記入してもらってください。

※「国民年金」「国民年金基金」の保険料については、控除証明書又は領収書を必ず添付してもらってください。

④ 給与所得者の配偶者特別控除・・・配偶者に収入がある場合に申告する配偶者の氏名、生年月日、所得額を必ず記入してもらってください。

(4) 住宅借入金等特別控除申告書

税務署から発行された「平成29年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」にて控除額を申告してください(住宅取得後最初の申告については、確定申告してもらいます)。

連帯債務で持ち分割合のある方はその内容、また負担割合に応じた金額を正しく記載してもらってください。

※金融機関から送付された借入金の残高証明書を必ず添付してもらってください。

※住宅ローンの借り換えのある方は、元ローンの借り換え時残額を確認してください。

(5) 前職の「源泉徴収票」・・・今年、中途入社し前職で本年分の給与のある方は必ず提出してもらってください。

**4. 平成30年より配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正があります**

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円(給与年収1,220万円)を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました(改正前:給与所得者の合計所得金額の制限無)。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました(改正前:38万円超76万円未満)。

(2) 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更

源泉徴収税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

**5. 年末調整の流れ**

年末調整の業務の流れは下図のようになります。年末調整業務は複雑で様々な約束ごとがありますので、具体的に処理を行う際は、年末に管轄税務署より送付される「年末調整のしかた」(年末調整の手引書)で確認しながら行ってください。

